

# 大正期における民事訴訟法改正作業と在野法曹

上 田 理恵子

## The Revision Process of the Law of Civil Procedure in the Taishô Period and the Private Practice Lawyers

Rieko UEDA

(Received September 2, 2002)

The law of civil procedure is often regarded as very technical law and the least influenced by ideological struggles. The purpose of this paper is to produce evidence against such a prejudice. To fulfil this aim, the author examines the reform-work by the government and the opinions of private practice lawyers about the reform of the law of civil procedure in 1926, which reinforced the authority of judges in the procedure for the sake of rapid solutions of suits. During the debate in the Diet, the bill was partly amended on the basis of the proposals by judges and the imperial bar association, while any proposal offered by private practice lawyers who were engaged in the legal service among the people, was ignored. However, many of these proposals are being introduced as current reforms. The author concludes that the cooperation between the government and the lawyers was thought to be impossible in the revision of law as in the cases of other fields. This reflects the ideological stream of the Taishô period, in which the democratic and socialist movements reached their heights.

**Key words :** civil procedure, private practice lawyers, Taishô Democracy

### はじめに

ドイツから来日したテヒョウ (Hermann Techow, ?-1909) によって, 日本で最初に近代的な民事訴訟法が公布されたのは1890(明治23)年のことである<sup>1</sup>. 1996年に現行法が成立するまで, 判決手続すなわち民事訴訟に関わる部分について全面的な改正は一度, 大正期に行われた. その成果が1926(大正15)年4月24日, 法律第61号として公布され, 1929(昭和4)年10月1日に施行された改正法である<sup>2</sup>.

民事訴訟法の基本書では, 明治23年法から大正15年法への改正にいたる経緯については, ごく簡潔に, おおよそ以下のように説明されている. 明治にはドイツ法を翻訳的に継受したが, 日本独自の近代的訴訟実務の経験を積み重ねていくうちに改正が必要となり, 大正期に全面的に改正された. 改正の眼目は, ドイツ法が訴訟当事者に大幅な裁量権を認めていたのを改め, 裁判官の裁量権を強化したことにあり, 先進諸国の間でも評価の高かったオーストリア法が参考とされた<sup>3</sup>.

改正作業における議論については, すでに染野義信が, 当時未公刊であった資料まで含めて検討した実証的研究がある (cf. [染野, 1970]). その後, 改正段階で作成された草案, 議事録その他の関連資料をまとめた資料集の刊行によって, 先行研究の検証や個別の議論についても容易になっている<sup>4</sup>. それらから判断して, 大筋については上述の説明に筆者も異論はない.

しかし, 大正期という時代の法システム<sup>5</sup>を理解するために必要とされるのは, 法制度の内容

に関する議論にとどまらないはずである。そのような視点にたつて、帝国議会の議事録で最初に気づくのは、審議内容が非公開とされていたことについて、批判と弁明のやりとりが続いていることである<sup>6</sup>。たしかに、作業の後、批評を得るべく裁判所、弁護士会、大学方面へ成案を配布したという報告はなされている。しかし、それ以上に広く意見を集める意図は、政府側にはなかったようである。『法律新聞』に改正草案自体が掲載されたのも、ようやく1926年2月23日のことである。改正当案に対する批判や提言が発表されたのは、主に議会への法案提出直前か提出後に集中している<sup>7</sup>。

明治23年法の成立過程では、法曹制度自体も準備過程にあった。なかでも弁護士業は明治以降に、当初「代言人」という名称で新しく登場してきた制度である<sup>8</sup>。したがって、当時はまだ法案起草者側でない、という意味での在野法曹の意見もまとまったものにはならなかったかもしれない。しかし、概説書の記述も示すように、1926年の改正民事訴訟法成立までには彼らの側からの意見も蓄積されてきたはずである。

本稿では、以上のような問題意識にもとづき、改正作業に関わった人々と、在野法曹の対応について、大正期における弁護士層の社会的状況全体もあわせて、彼らが訟法改正に対してどのような批判・提言を加えたか、それらの発言がどの程度受け入れられ、あるいは排除されたのかを整理する。さらにこうした動きを大正デモクラシーという時代思潮との関係について考える。

## 第1節 1900年代初頭における民事訴訟法改正作業の概要と組織

### 第1項 改正作業の経緯

明治23年法の改正作業が本格的に始まったのは、日露戦争終結から2年後の1907(明治40)年に発足した法律取調委員会である。改正作業に費やした年月は、休止期間も含めれば二十年近くかかっている。改正調査委員会内での審議が終了したのは1925年10月15日、帝国議会(貴族院)へ改正民事訴訟法草案(提出時の名称は民事訴訟法中改正法律案)が提出されたのは1926年2月12日のことである。2月19日から3月5日にかけて帝国議会貴族院特別委員会で審議され、貴族院を通過した法案は衆議院に送付され、そこで3月9日に特別委員会に付託されている。同委員会の審議を終了した3月23日、改正当案は衆議院において可決、貴族院に回付され、4月24日に衆議院の修正を総て可決されている([日本立法資料全集, 1993] 10巻8-9頁)。議会への法案提出から通過までは、2ヶ月足らずである。

法律取調委員会規則(1907年4月19日勅令第133号)によれば、この委員会の使命は、司法大臣の指定をうけて「民事刑事に關スル法律ヲ調査審議スル」(第1条)にある、とされている。実際には、1898年(明治31年)施行の民法典を起草するために設置された法典調査会の仕事を引き継ぎ、積極的に立法および法改正作業に従事していた。例えば、委員会設置後、最初の課題は商法典の改正であった。日露戦争を経て膨張進展した日本経済に合致した法制度へと改変する必要に迫られていたから、と説明されている(cf. [司法省, 1979] 269頁)。訴訟の遅延防止と簡略化を目的に、次の課題として1911年(明治44年)から着手されたのが、民事訴訟改正であった。

起草作業にあたった法律取調委員会で議論された主要な論点には、訴訟当事者が弁護士を伴うことを義務付けること(弁護士強制)、訴訟における裁判所の主導を強化する職権主義の具体化

としては、口頭弁論に先だつて準備手続きを原則として義務付けること、ひいては書面による手続きの拡大、訴訟要件を備えていない訴えおよび請求が不当であることが明らかな場合を却下すること、当事者の一方が欠席した場合でも提出してある書類に基づいて判断すること（欠席判決の制限）、上訴の機会を制限すること、さらに職権証拠調べという斬新な提案まであった<sup>9</sup>。

民事訴訟法の改正が委員会に付託されると、まず十数名からなる主査委員会が組織され、法律取調委員会でまとめられた24項目の論点について採用の可否を審議する<sup>10</sup>。これと並行して3名が指名されて起草委員会を構成し、原案の起草→主査委員会の審議→総会の議決という順序で法案の作成が行われることとなった<sup>11</sup>。この手順による改正作業は1919年まで続けられた。

1919年に設置された臨時法制審議会との機能が重複するのを避けるため、法律取調委員会は解散されたと委員会側では説明している（cf. [鈴木, 1929] 485頁）。その新しい審議会の設置目的は、内閣総理大臣の監督の下にあつてその諮問に応じて法律制度を調査審議することであり、最初の課題は民法の家族制度と陪審制度の調査審議であつた。

しかしながら、委員総会に先立つ1915年（大正4年）3月8日に起草委員会が開かれて以降、すでに始まっていた法案の起草そのものは司法省内で続行されていた<sup>12</sup>。これを受けて同年7月18日に司法省内に民事訴訟法改正調査委員会が設置されて起草が続行されることとなり、「司法省の事務の一つ」という小規模な形式ながらも、従来の方針を踏襲して、起案会案→起草委員会での審議→（法律取調委員会にかわつて）改正調査委員会での審議、という手順で進められた。

1920年10月20日までの間に、第5編督促手続きまで410条の起案と起草委員会の決議がなされ、1921年（大正10年）5月25日には起草委員会の最終案で421条の起草が終了している。字句の修正と若干の例外をのぞけば、この草案が完成された段階で改正作業はほぼ完了したといつても差し支えない。

## 第2項 法律取調委員会の構成員

法律取調委員会規則によれば、歴代司法大臣が務める委員長を除いて50名以内の委員数で組織される（第2条）。1911年から1918年までの間、法律取調委員会頻繁に委員の交替はあつたものの、常時45名以上で構成されるように配慮されており、延べ人数では委員長を除いて95名、これに18名の委員会幹事の名前が連ねられている。委員会の事務局が司法省であるので、幹事はいずれも司法省官僚（司法大臣秘書官、司法書記官、司法省参事官、検事）である。

大多数は司法省および法制局官僚、判事・検事・弁護士あるいは東京・京都帝国大学法学部教授出身者が占める<sup>13</sup>。司法省以外の官僚では、内務省所属の者が数名いるほか、若槻礼次郎（貴族院議員）、都築馨六（特命全権大使）、水町袈裟六（大蔵次官）、森田茂吉（農商務省商工局長）の名が挙げられる。また、政界関係者であつても法曹ではない委員としては、村田保（実業家、水産会設立者）、山根正次（医学者）、志村源太郎（実業家）らの名がある。柳田國男も任命された1913年当時は、まだ官界で内閣法制局書記官を務めていた。

少し乱暴だが、大学教授については留保して、省庁関係者、法制局、判検事まで含めて官界とした場合、弁護士出身委員と対比させると、3対2くらいの割合で前者が優位ではある。

改正主査委員会構成員は取調委員会の法律家から選ばれ、すべて元田肇（弁護士）、長島鷲太郎（弁護士）、横田五郎（検事）以外はすべて法学博士の肩書をもつ。

1919年から1925年にかけての民事訴訟法改正調査委員会については、幹事まで含めて延べ人数にして36名、このうち法律取調委員会時代に名前が挙がっていなかった者は6名だけである。

また、この段階ではすでに委員も法曹関係者に限定されている。そのなかでも任命当時に司法省の役職名、法学博士の肩書、叙勲・位階のうち一つないし複数の項目が併記されている。肩書のない者として岩田宙造（1876-1966）の名があるが、この人物も、海上保険と海運実務の権威として、さらには第一東京弁護士会創立者の一人としての社会的地位と名声は十分に高かったと思われる<sup>14</sup>。この中から、起草委員として草案の作成にあたったのは河村讓三郎、仁井田益太郎、松岡義正、小山温、加藤正治、山内確三郎の6名である。

判検事あるいは教授職を退職して弁護士登録をする者もあれば、弁護士の中には多数議員を兼ねている者もあり、また大学教授と判検事や弁護士を兼ねている者もいるので、直ちに委員を職業別に分類することは難しい。それでも全体的な印象では判事、検事、弁護士の三者からことさら偏りなく、むしろ実務界における三者の比率に配慮して弁護士出身者の委員は多い目に、各界の著名人物が選出されてあることがわかる。

以上のように、委員会の職種別構成、審議経過の概要をたどってみれば、「学者、老練なる裁判官、弁護士等、特別の学識経験ある委員」から組織され、長い間「各方面の意見ヲ徴シ、斟酌シ、慎重審議ヲ重ネテ」起草されたという指摘のとおりではある（cf. [日本立法資料全集、1993] 14巻286-287頁、江木翼国務大臣発言）。

ここで、民事訴訟法は、技術性の高い法律なので、厳選された法律の専門家に任せておいた方が適当である；また経緯がどうであれ、法典自体が優れているかどうかは問題となるのだ、という意見も出てくるかもしれない。

しかし、訴訟法は実務法曹には最も身近に接する法律である。だからこそ、担い手の要望を反映したものでなくてはならない。改正作業にあたった委員たちはなるほど各界の代表者たちかもしれないが、それがどの程度素直に実際の法曹界の意見分布を反映しているかは疑問である。何より、民事訴訟の法廷で、関係する法律家の筆頭は裁判官と弁護士である。改正に対する彼らの実務上の経験や要望がどの程度生かされあるいはされなかったのかをぬきにして、明治23年法からの転回を論ずることはできないはずである。

## 第2節 大正期における弁護士層の変容

### 第1項 弁護士団体の分裂

続いて改正作業中の弁護士層がどのような社会的状況にあったのかを概観しておく必要がある。

明治期以来、日本の実務法曹界においても「在朝」すなわち判検事、「在野」すなわち弁護士という鋭い対立が、司法の構造的特質の一つを示していた（cf. [伊藤、2000] 35頁）。その過程で、在野の職業集団として1897（明治30）年には、任意団体として日本弁護士協会が、続いて東京弁護士会も設立された。

大正期になると職業階層としての弁護士層がその社会的地位を確立し向上させていったことは確かである。1923年には、弁護士試験と判事検事試験も統一されたほか、帝国大学法学部法律学科生に認められていた弁護士資格取得に関する無試験特権も廃止された。同年における弁護士登録者は5266名を数え、1933年まで毎年200人程度ずつ増加していったという（[村上、1996] 63-64頁）。

一般的な社会的地位の向上といっても、必ずしも経済的地位の向上を意味しなかったようである。弁護士業を営むためには、当局からの圧力以外にもこの時期は厳しい状況にあった。第一次

世界大戦の余波をうけて、日本の資本主義は躍進したが、大企業を顧客とする弁護士はごく少数であり、大部分の弁護士は中小企業や庶民が中心であった。こうした顧客は事件の事後処理にのみ依頼をするため、弁護士の活動領域は限られていた。加えて年々弁護士が大量生産されたことは、好況の反動という経済情勢の変化と重なって弁護士に深刻な生活難をもたらしてしまったという (cf. [弁護士百年, 1976] 61 頁, [大野, 1970] 92 頁以下)。

かわって進行したのは、弁護士層内部の分裂である。1923 年の弁護士法改正 (法律第 51 号) では「一ノ弁護士会ニ属スル弁護士三百名以上ニシテ内百名以上ノ同意アルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ別ニ弁護士会ヲ設立スルコト」(18 条) ができるようになった。その結果、原嘉道以下 385 名が東京弁護士会から分裂して第一東京弁護士会を創設、1926 年 3 月にはさらに 178 名が第二東京弁護士会を設立している。このほか、日本弁護士協会も分裂を免れず、1925 年 5 月 24 日第一東京弁護士会の有力者が中心となり日本弁護士協会に対立、「全国在野法曹の新団体」として帝国弁護士会を設立している。同年 6 月に創刊された機関誌が『正義』であり、1949 年 6 月まで続けられ、法実務を行う上での留意事項、解説を論じたものが多数掲載されている。第二次世界大戦下、この雑誌は帝国弁護士会の戦争協力を表明する手段に用いられるようになる (cf. [弁護士百年, 1976], 114 頁)。

弁護士が所属したのは職業団体としての弁護士会だけではない。よく指摘されているように、帝大出身者の官僚コースと対比して、私学出身者にとっての弁護士業は、政界に進出するにあたっての重要な経路の一つであった (cf. [伊藤, 2001] 43 頁)。

政治的立場について、一方では竹内賀久治を中心とする右派の弁護士も興国同志会、ついで 1924 年に平沼騏一郎 (1867-1952) を会長とする国本社が結成され、多くの判検事とともに弁護士も会員となっている (cf. [弁護士百年, 1976] 99 頁)。他方では、社会運動と無産政党運動に接近する弁護士集団である自由法曹団が結成される。全国的にみて、どのような立場の弁護士がどのくらいの割合で存在したのかは各結社の名簿を照合するなど実証研究が必要となる。それでも、当時はともかく、今日の文献において大正時代の弁護士に関する話題のほとんどを占めるのは、公害民事事件、普選運動、労働・農民運動や社会主義運動、新聞紙法・治安維持法反対等の社会運動に関わり、時には自ら懲戒処分を受ける弁護士の数々の闘争記録である (cf. [弁護士百年, 1976], [伊藤, 2000] 63-71 頁)。

## 第 2 項 簡易法律相談所の法曹たち

社会運動の第一線に立つ弁護士たちが、とくに法実務家としての特徴を生かした日常的な取り組みとしては、一般市民の法律相談を無料ないし低価格で受け付ける活動がある。訴訟を起すに際して弁護士に委任する資力のない者に対する法律扶助を行うことも、その中心事業の一つであった<sup>15</sup>。明治後期から大正期にかけてこうした取り組みを進めていたのは、宗教団体や学術関係団体、あるいは地方自治体や警視庁等の法律相談部ないし法律相談所であった<sup>16</sup>。また、短命に終わったものの、全国に先駆けたユニークな試みとしては、京都帝国大学教授と立命館大学の学監を兼ねていた雫本朗造が、「医科に病院が付属している」のと同様、法学教育の役割も備え、低価格で法律相談に携わる立命館大学附属日本法律研究所を大阪に設立した例がある<sup>17</sup>。弁護士会として法律扶助事業が始まるのは 1928 年からのことである<sup>18</sup>。

中でも、東京基督教青年会の「簡易法律相談所」を淵源とし、1918 年に片山哲 (1887-1978) と星島二郎 (1887-1980) が東京に創設した中央法律相談所の活動が、全国的影響もひときわ目立

つ<sup>19</sup>.

この法律相談所が開設された当時の目的は「基督教主義による実際の社会救済事業」であり、その特色は「低廉なる費用（相談料一円均一）で極々簡単に、而も親切に法律上の一切の事務を取り扱う」ことにあった（cf. [片山, 1919]）。ひいては、大正デモクラシーの中核となる政治上の普選問題、経済上の労働問題という「改造運動」を結実させるために、その鍵となる「法律制度即ち法制の改造」に着手するのだと宣言している（[片山, 1920]）。中央法律相談所のスローガンとされた「法律の社会化」は「民衆化」と同義語的に実践的に解された<sup>20</sup>。

そのために、訴訟手続と直接関わる内容について、相談所が努めて実施したのが、裁判所に提出する文書の口語化の実施や特別裁判所の専門的活躍（例えば労働裁判所の設置、家庭裁判所の開設等）を提言することであった<sup>21</sup>。

民事訴訟法の改正には、これらの法曹たちが無関心だったはずはない。

### 第3節 改正民事訴訟法案に対する批判

#### 第1項 今村恭太郎「民事訴訟法改正と訴訟の促進」より<sup>22</sup>

民事訴訟法に関する個々の改正点のうち、裁判官の意見を代表したとされる今村判事は、為替訴訟の手続きを廃止したこと、欠席判決を廃止したこと、書面審理主義を拡大したことを強く批判している。

為替訴訟手続は、通常の訴訟手続よりも簡易迅速な手続として明治23年法に規定されていたが、改正者たちの意見によれば、通常手続に移行することが多いため、二度手間になるとして廃止されたものである（[日本立法資料全集, 1993] 11巻608-612頁）。

欠席判決については、当事者の一方が欠席した場合に提出された訴訟資料だけに基づいて裁判する方が、一律に欠席判決とするよりも内容的にも問題があるばかりか、司法機関の煩瑣を増しかえって訴訟を遅延させる虞があるとしている。さらに、ここでも司法統計が持ち出されているが、それによれば判決中欠席判決は約7割、「故障申し立て」（不服申し立て）は欠席判決のうちの約半数である。しかし、この数字が今村判事の意見を支持しうるかどうかについては疑問である<sup>23</sup>。

書面審理の拡張については、何よりも口頭弁論を形骸化する危険を警告している。「之が為準備手続きは或は全然書面審理となり口頭弁論は単に偏の形式に終るなきを得んや斯くして審理公開の本則は何れに求むるを得べきか疑はざるを得ざるなり」<sup>24</sup>。

個別の改正点以外にも重要な指摘がある。もともと、訴訟遅延の防止こそが今回の改正で主たる目的であることは、当局から何度も明言されていたが（cf. 江木国务大臣 [帝国議会委員会速記録, 1929] 107-109頁）、今村判事の批判はこの大前提を疑うことから始められている。東京地方裁判所および区裁判所における訴訟受理数の統計を例にとりながら、今村は、ほとんどの事件が地方裁判所では半年以内、区裁判所では3ヵ月以内で終了していることを証明してみせ、全面改正の必要に疑問を呈している。1915年に司法部大改革が行われた際に大量に廃止された区裁判所が1916年以降復活するなど（cf. [前山, 1996] 33-34頁）、司法行政上の操作が少なからずあったため、最近の統計だけをもって、今村判事の主張するように、当時の裁判実務が円滑にしていたと考えるには無理がある。しかしながら、政府の主張を鵜呑みにするのではなく、改正の前提自体もう一度吟味するべきであるという示唆として考えれば、それなりに意義を認めることはで

きる。

## 第2項 帝国弁護士会「民事訴訟法改正修正意見」より<sup>25</sup>

第一東京弁護士会と帝国弁護士会の合同調査によってまとめられた「民事訴訟法改正修正意見」の内容は、弁護士団体の意見表明として今村判事の批判とも一致して、法案の決議延期と明治23年法の部分的改正にとどめることである。

議会における政府側の説明によれば、裁判所、弁護士会、大学法学部へは意見を徴するべく成案が配布された、と説明されているが（cf. [日本立法資料全集, 1993] 14巻287頁, 江木翼国務大臣発言）、これに対しては「司法官及辯護士ノ意見ヲ徴シタルコトナシ」と非難している（[帝国弁護士会, 1926] 6頁）。個別の改正点については、今村批判とも一部重なるが、為替訴訟の廃止、欠席判決の廃止、準備手続制度の拡張、上訴制限、法改正によって強制執行に関する法規定が暫定的にせよ廃止されること、合意による期日変更の制限について、いずれも反対し、結局は全面的な反対意見となっている。とりわけ、最後の点について弁護士としての立場から当事者の声を代弁している点に注目したい。例えば何より訴訟の促進を最も望むのは訴訟当事者と代理人であるから、実際に単なる怠慢や無意味な合意延期はほとんど皆無である、というのである（[帝国弁護士会, 1926] 7頁）。

総じて、職権主義に対しては、基本方針としては訴訟遅延防止の期待をかけて賛同し、職権証拠調べや上訴制限の採用などは過激すぎると敬遠あるいは強硬反対するものが多かったようである<sup>26</sup>。帝国弁護士会の修正意見（cf. [帝国弁護士会, 1926]）や、表立って団体意見として表明されないまでも今村恭太郎判事に代表される東京の諸裁判官の多数意見（cf. [本間, 1975] 126頁文末脚注12）については、これらの批判を受けた修正が国会の特別委員会で実施されることとなった。項目としては、当事者の合意による裁判期日変更の禁止を緩和すること、上訴制限の廃止、裁判所が当事者訊問できる場合を制限すること<sup>27</sup>、が批判を受け入れて決定された。

今度は、前述の中央法律相談所に関わる実務法曹らのように、社会運動の担い手としての法曹の対応を知る必要がある。訴訟の当事者となる一般民衆に必要な訴訟手続について、最も直接に関わる法曹の声だからである。

## 第4節 中央法律相談所と民事訴訟法改正

### 第1項 『中央法律新報』と司法改革提案

大正期における出版ジャーナリズム全体の急速な発展と呼応して<sup>28</sup>、新しい法律雑誌の刊行が相次いでみられる。帝国弁護士会の機関誌『正義』（1925年6月創刊）、『日本弁護士協会録事』改題『法曹公論』（1926年1月）、弁護士布施辰治主筆『法廷より社会へ』（1920年6月創刊）、大衆啓蒙の法律雑誌として弁護士吉長正好が大阪で出した『民衆の法律』（1924年創刊）、弁護士水野豊を社長とする『法律新報』（1924年創刊）等等である（[伊藤, 2000] 83-88頁）。読者層の広さという点でみると、実務家向けの法律情報紙として、「経営的には『中央法律新報』等よりはるかに成功した」（cf. [伊藤, 2000] 86頁）『法律新報』がある。

各種の法律専門雑誌に関する検討は他日に譲り、本稿では『中央法律新報』にみられる民事司法制度改革の要望をみることにする。上述の通り、実践的な意味での「法律の社会化」<sup>29</sup>をめざした草分けの雑誌として中央法律相談所の活動を代表していること、弁護士が最も集中し、政治経済活動、社会運動の中心地である東京で活動していたこともあって、中央法律雑誌への寄稿者からは当時の法曹界を代表する人物のうち、こうした運動に携わる中心人物を網羅できること、相談所の活動も、後に神戸事務所を設置するなどきわめて広く活動領域が求められたことが選択の理由である。

『中央法律新報』が発刊された1921年は、民事訴訟法改正作業の過程では改正調査委員会の審議に入っていた頃にあたる。この雑誌が終刊となった1924年では、まだ法案の公表前なので、法案に対する評価を望むこともできない。ただし、改正作業が非公開とはいっても、1922年の段階で「改正法には職権主義が導入される」<sup>30</sup>ことまでは、いわゆる在野法曹にも知れ渡っていた。

そこで、この雑誌を検討することによって知ることができるのは、中央法律新報に寄稿する人々は、民事司法制度のどのような改正を望んでいたかということになる。

目次を一覧すると、先に掲げた8項目にわたる中央法律相談所の基本的な努力目標のうち、特別裁判所の設置、裁判所に提出する文書の口語化、小作人保護法および調停法の制定、などが民事訴訟制度に関わる要求である。中央法律新報においても、これらの要求についてはあるいは個別に、あるいは他の問題を論ずる場合に関連して登場する<sup>31</sup>。具体的に裁判所や手続について、これを論題として正面からとりあげ、一般利用者と一体になった弁護士としての立場から論じた記事も少なくない(表1参照)。

表1. 『中央法律新報(1921-1924)』所収の裁判制度に関わる論稿

論 題	筆 者	巻/号
・「法律事務の簡易化」	片山哲	1/1
・「現行裁判制度の改善に就て」	—	1/1
・「裁判所の時間」	—	1/16
・「裁判所の時間問題」	TO生(匿名)	2/7, 2/8
・「裁判所の強制和解権」	上村進	2/8
・「裁判制度の理想化」	山崎今朝弥	2/17
・「法文の民衆化に就て一当局に望む」	—	3/4
・「法律と人生」	松倉慶三郎	3/9
・「法律用文についての私言」	飯塚友一郎	3/6
・「裁判所とそこの人々」	—	4/1, 4/5
・「裁判官と訴訟当事者との個人関係」	—	4/2

出典 『中央法律新報』掲載記事より、新字体に変えて筆者が作成。

このほか、現行裁判制度の改善に関しては、創刊号にアンケート調査の結果が掲載されている。ここでは、法曹界を中心に政治家や社会運動家、新聞記者も含めた著名人50名の意見が、ごく簡略なかたちでよせられている<sup>32</sup>。当時、話題の筆頭に挙げられるのは陪審法の制定をめぐる議論であったため、ここによせられた意見の内容でもこの制度の早期実現を望むものが多い。しかし、それと比肩するほど多くの人から裁判手続きの促進、裁判所の組織改革および「裁判所と検事局との密接な関係」に反対して司法権の独立を徹底することが要求されていることがわかる。この点については、検事局を裁判所外に設置すること、法廷で検事席が裁判官と同じ高さになり、



弁護士の上位に席を占めていることへの反対など、検事局の権限抑制に言及している者だけで七名ある。もっとも、この雑誌の性格からみると、当然の傾向にあったが、並行して裁判官の地位を「検事よりも上に」と要求する声が少なくないことに注意しておく必要がある。なお、民事司法に関する具体的な内容が明らかな意見は、弁護士や法学部教授からのものが大部分を占める(表2参照)。

表2. 『中央法律新報』アンケートにみられる民事司法に関する諸提言

提案の内容	提案者の氏名(職業)
・期日の短縮	青木徹二(弁護士) 小川契式(弁護士)
・書面による準備の充実	横山勝太郎(弁護士) 吉田三市郎(弁護士) 青木徹二(弁護士)
・現状では有名無実化している訴訟費用救助規定の活用など、費用の問題を議論	布施辰治(弁護士) 末弘巖太郎(大学教授)
・和解の勧めないし和解裁判所の設置	布施辰治(弁護士) 山口憲(弁護士)
・区裁判所の権限拡張や単独判事の導入	根矢庄次郎(弁護士)
・少額事件用の特別裁判所(簡易裁判所)の設置	鳩山秀夫(大学教授) 根矢庄次郎(弁護士)
・民衆に利用しやすくするための工夫ないし利用者に対する判事や職員の対応の改善	尾高武治(弁護士) 平山六之助(弁護士) 上村進(弁護士)

出典:「現行裁判制度の改善に就て」『中央法律新報』1巻1号(1921年)より筆者が作成。

なお、上村進(弁護士)の提案には、民事法廷の構造を改造して平たい卓を囲み、当事者と裁判官が「打ち解けて」審理を進めることが含まれており、1996年度の改革で実現したラウンド・テーブル方式の審理を彷彿とさせる。

特別裁判所については、具体的にどのような種類のものが設置されるべきなのか、中央法律相談所をめぐる法曹たちの間でも、「少額事件のため」のほか、「和解裁判所」、「労働裁判所」などが挙げられていた。諸提案のなかで挙げられた特別裁判所の設置は、珍しく改正作業の過程でも議題にされたこともあるが、民事訴訟法の改正を超える問題として議論が据え置きとされている。

書面審理の充実や時間の短縮という、改正作業担当者たちと一致している項目もあるが、中央新報は、判決の正本送達が1年以上かかることもあったという指摘(布施辰治)など、むしろ裁判所側の不手際を非難することからはじまる。したがって、当事者の合意を制限ないし禁止するのではなく、「期日指定を迅速にする」、「不変期間の短縮」、「期日と期日の間を短縮する」、「裁判所が時間を厳守する」というように、裁判所の側で時間の節約に尽くすことが第一に求められており、裁判所の権限を強化することで訴訟の促進を図るという方針とは明らかに異なる。

日本の在野法曹にとって切実な要求だったのは、裁判所を民衆にとって近づきやすいものにするのであった。特別裁判所の設置、法廷の構造や事務手続き、審理の形式、職員の対応といった日常的な事柄まで敢えて持ち出されてきているのは、それらが積み重なって法律の民衆化への大きな障害になっていたことが彼らにはわかっていたからである。

民事訴訟法改正に際して、これら意見が反映された軌跡はほとんどみられない。大正15年法

で用いられることになった調書の書式ひとつにしても、「依如件」や「申上候」といった漢文そのものではないにしても、漢文調には変わらない。ましてや平仮名などは用いられていない。

書面による準備手続きや期日・期間の取り扱いなど、改正点には彼らの要求項目と一致する点もみられるが、それも彼らの期待した方向とは異なっている。このことはまた、先に述べた弁護士会や今村判事の批判とも重なってくる。

改正民事訴訟法の条文と直接関わってくるものに限定された結果、中央法律相談所の努力目標やアンケートに掲げられた項目のうち、より切実に改革が望まれていた裁判所の組織、特別裁判所などの議論が排除されてしまっていることである。

## 第2項 片山哲の改正民事訴訟法批判

大正15年法が施行後まもなく創刊された『法律時報』の創刊号(1929年12月)には、改正民事訴訟法に関する論説が五つ掲載されている<sup>33</sup>。その中の一つ、「無産階級より見たる新民事訴訟法」と題された片山哲の論説は、予想通り新法に対する批判に終始している。

まず、旧法の母法であるドイツ帝国民事訴訟法にみられる「訴訟形式主義」が「官権横暴禁止の為」必要であったことを踏まえたうえで、「今日の如く資本主義社会の経済関係混乱を極めつつあるの状態」に旧法では間に合わず、改正が必要となったことまでは改正作業を容認している([片山, 1929] 8頁)。

片山が批判する点は、今回の改正が「司法当局又は官庁内部に於ける事務」の都合上、「訴訟の迅速なる片づけ、解決の促進」が目的とされ、「甲の形式を乙の形式に変更するにすぎ」ないということである。

これに対して実際に求められるのは、「当時の社会状況」を反映し、「民衆の切実な要望」に動かされた「実質的改正」であるという。すなわち法律の社会化・民衆化の実践である。片山のいう実質的改正こそ、①訴訟提起の手続きの簡易化、具体的には簡易事件や無産大衆に直接関係ある事件についての特別簡易手続きの制定、②訴訟費用の軽減、特に訴訟上の救助制の活用<sup>34</sup>、③特別簡易裁判所の設置(簡易裁判所、昼間に出頭できない労働者のための夜間裁判所、労働争議や小作争議について経済上の知識を有する専門係官を配置した産業裁判所、家庭審判所)にはかならない([片山, 1929] 9-11頁)。形式的改正の必要性を否定するわけではないが、実質的なこれらの課題は依然として残されたままであるというのが片山の結論である。

## 第3項 牧野英一による改正民事訴訟法の評価

1930年10月1日司法記念日に東京日日新聞には、「陪審と訴訟との彼方」という題名で、実施一周年になる陪審法と、この日から実施される改正民事訴訟法に関して述べられた、牧野英一の論説が発表されている。陪審法が、刑事司法へ「民衆的要素」を参与させるのとは対照的に、新民事訴訟法は民事訴訟において「官憲的要素」を強めようとしている。しかし、法律生活において相反するようにみえる、これらの二つの要素が、信義誠実の原則の充実に向けて協力することが求められる、というのが主旨である。

この論説において大正15年法についての言及は、次の二点に要約される。一つには、職権主義の理解についてである。民事訴訟法において自由主義が制約されるのは、法律行為において契約の自由が信義誠実の原則に制約されるのと同様であるとされている。すなわち、訴訟において

も「欲すべきところに従って合理的に行動することを要求され」た個人の利害は国家の利害と一致するという前提で、訴訟行為においても当事者の意思が信義誠実の原則から制約をうけるという (cf. [牧野, 1930] 91 頁).

牧野が実は大正 15 年法に好意的でないことは、二点目の、調停制度を評価する中で明らかとなる。「民衆的要素が調停委員として官憲的要素たる裁判官と協力」し、「信義誠実の原則の適用」をはかる「一種の陪審制」としての調停制度が、よりよく理解され、発達されれば「新民事訴訟法は実はそれほどの用のないものになる」、調停不成立の場合に補充的に用いられることになるか調停に「一段の権威を持たせる」と考えられている (cf. [牧野, 1930] 92 頁).

抗議の意を露にした片山哲に比べ、ここからは正面きった批判の言葉は出てこない。それでも、新民事訴訟法の職権主義については、「信義誠実の原則」と解釈することで官憲主義的要素を緩和し、調停法の充実によって「新民事訴訟法を超」えようとする主張は、立法者たちの意図と同じではなく、むしろ新法を制限的に解釈適用しようとしているのではないか。

### おわりに

大正期における民事訴訟法改正作業に、司法官や弁護士会といった団体による意見は、最終段階である程度反映されることができた。しかし、社会に密着した法実務を行う法曹からの諸提言については、たとえば法規定の文言を平易化するというような、改正作業とあわせて検討すべき事項についても議論されることも無く、不採用についての説明もなかった。

当時の日本全体を貫く普遍的傾向としての「大正デモクラシー」という時代思潮について、三谷太一郎によれば、「国家的価値に対する非国家的価値の自立化の傾向」を意味するとしている (cf. [三谷, 1995] 1 頁)。法学・法曹界もこれらの価値対立から無縁ではなく、これらの価値対立の標語として伊藤孝夫は「淳風美俗」を前者に、「法律の社会化」を後者に割り当てている (cf. [伊藤, 2000] 114 頁)。

訴訟の迅速化という改正作業の目的が、何よりも国家機関の一つである裁判所の便宜のために、職権主義を拡大する方針をとったのだとすれば、『中央法律新報』に掲げられた諸提案はもとより議論の対象外とされたに違いないことも帰結される。司法作用の民衆化は心して排除しなければならぬ、というのが当局の考えだったからである。在野実務法曹内部の分裂がこうした動きを助長したこともまた、大正期における法曹社会における一つの特徴である。

ある法規定が長く適用され続けたからといって、その法律が優れていると積極的に証明されたわけではない。70 年後に再度の民事訴訟法改正を経た今日、法規定の改正にとどまらない実質的な司法改革が進められる中で、最も声高に主張されているのは「市民に利用しやすい裁判所」や「市民の司法参加」を実現することである<sup>35</sup>。これらは、大正 15 年法の成立当時に残されていた課題でもある。

### 注

1 この訴訟法の特徴を網羅したものとしては、兼子一「民事訴訟法の制定—テッヒョ—草案を中心とし

て一』『民事法研究』第2巻(酒井書店, 1942年)1頁以下, 染野義信「わが国民民事訴訟法の近代化の過程」『裁判と法』上(有斐閣, 1969年)495-547頁。

<sup>2</sup> 以下, 本稿では現行法と区別するためにこれを大正15年法と称する。敢えて1890年法, 1926年法という呼び方をするよりも, 明治, 大正という時代を印象づけるのに適切な表現だと考えたため, このように称することとする。

<sup>3</sup> 例えば, 三ヶ月章『民事訴訟法』弘文堂 1985年, 新堂幸司『民事訴訟法』(筑摩書房, 1974年), 中野貞一郎他『民事訴訟法講義』(有斐閣, 1986年), 中村英郎『民事訴訟理論の諸問題』(成文堂, 1974年), 木川統一郎・中村英郎『民事訴訟法』(青林書院新社, 1974年), 『法律時報』1995年12月号147頁等。また, オーストリア民事訴訟法の起草者であるフランツ・クラインについては松村和徳「裁判官の積極性とフランツ・クラインの訴訟理念」『民事裁判の充実と促進』(判例タイムズ社, 1994年所収), 拙稿「1895年オーストリア民事訴訟法の成立過程」『一橋論叢』119巻1号(1998年1月)101-118頁。また翻訳で中野貞一郎訳『フランツ・クライン 訴訟における時代思潮』(信山社, 1989年)がある。

<sup>4</sup> ここにいう資料集とは, 本稿でも使用した『日本立法資料全集』([日本立法資料全集, 1993])。とくに[染野, 1970]で頻りに用いられる「主査委員会日誌」は, 改正作業の基本方針を定める議論を記録した重要な資料であるが, この資料集の刊行までは法務図書館所蔵の貴重資料である原本に頼るしかなかった。オーストリア法が具体的に改正作業に採り入れられる過程を論じたものに拙稿がある([上田, 1998])。

<sup>5</sup> 法システムという用語について, 本稿では深く立ち入らないが, 規範としての法にとどまらず, 法の実現をめぐる「もろもろの制度化された仕組みの総体」を意味する。詳細は六本佳平『法社会学』(有斐閣, 1986年)125頁。

<sup>6</sup> cf. [日本立法資料全集, 1993]13巻, 288頁(富谷鉄太郎発言), 304頁(志水小一郎発言)およびそれぞれに対する江木国務大臣の解答。なお, 江木発言のうち「法典調査会の委員会」は, 1903年に挫折した改正作業の試みのことであり, 詳細は[染野, 1970]参照。

<sup>7</sup> 『法曹会雑誌』8巻12号所収の一覧「改正民事訴訟法に関する文献」を参照。

<sup>8</sup> この点につき, 江戸時代の公事師との関連が問題とされるが, 少なくとも制度としては断続しているところとらえるべきである。参照文献としては, 奥平昌洪『日本弁護士史』(巖南堂書店, 1914年), 江藤价泰「明治初期の『弁護士』制度について」『裁判法の諸問題』下巻(有斐閣, 1969年)所収, 瀧川政次郎『公事師・公事宿の研究』(赤坂書院, 1984年)。

<sup>9</sup> 改正の経緯については[鈴木, 1930][染野, 1970]。これらのなかで, 委員会決議で最終的に否決されたのは弁護士強制の採用が, 議会における審議ではさらに職権証拠調べや上訴制限の項目が除外された。改正作業の経緯について, 議事録, 草案などの資料をまとめたものに[日本立法資料全集, 1993]。

<sup>10</sup> これら24項目は[鈴木, 1930]485-486頁に列挙されている。このうち本稿では, とくに問題とされた項目に限定して言及することとする。

<sup>11</sup> 鈴木玄之助「新民事訴訟法の受胎より出産まで」法曹会雑誌8/12(1930年), 485頁。ただし, 同上, 466頁によれば, 正式の日付では起草委員の指名(最初は鈴木喜三郎, 斎藤十一郎, 仁井田益次郎)が主査委員の指名に先行している。

<sup>12</sup> 起草の手順については, 最初に起草委員二名からなる起案会において一部ずつ起案会決定案が立てられ, 次にその部分だけについて起草委員会の決議がなされて起草委員会決議案となる。さらにこれをもとに起草委員会案なるものが作成されている。起案会では1918年12月16日までに第3編 上訴の起案を終わり, 1919年5月26日からは第4編の起案の決定が行われていた。そのうち第3編までについては大正8年7月4日までに起草委員会での決議が終了していた。この経過説明につき[日本立法資料全集, 1993]11巻, 12-20頁。起案会決定案につき同書[資料473-475]。

<sup>13</sup> 以下の名簿は, [日本立法資料全集, 1993]17-28頁掲載のものを用いた。法学者では民法典編纂に関わった穂積八束, 穂積陳重, 梅謙次郎, 刑法学者の勝本勘三郎らの名がある。弁護士出身者について, 判明したかぎりでは磯部四郎・菊地武夫・鳩山和夫・江木衷・原嘉道・関直彦・元田肇・花井卓蔵・鶴沢聡明・長島鷲太郎・岸精一・卜部喜太郎・小川平吉・三好退蔵・高木豊三・岸本辰雄・松田源治, 谷澤龍蔵

らの名が挙がっている。

<sup>14</sup> 岩田宙造については〔法曹百年史, 1979年〕855-865頁参照。司法省の官僚でない者で法学博士の肩書がない者は、第一線の弁護士で、林頼三郎、牧野菊之助、池田寅二郎、平沼騏一郎、岩田一郎、松本丞治、岩田宙造、山岡萬之助（元検事）、鈴木喜三郎。

<sup>15</sup> すでに明治の代言人時代から無料弁護への取り組みは個別に始まっていたようである（cf. 〔法律扶助協会, 1982年〕14-15頁）。

<sup>16</sup> 〔法律扶助協会, 1982年〕16-17頁に例示されたものに、東京キリスト教青年会、救世軍名古屋小隊愛隣部、東京帝国大学仏教青年会、東京帝国大学セツルメントや国際連盟法律扶助協会、宮城県社会事業協会、大阪市市宮桜宮相談所、警視庁人事相談、東京市社会局、〔伊藤, 2000〕52頁には大阪基督教青年会、河井栄蔵が大阪に開いた「自由法律相談所」、柳田国之助の「自由法律相談所」が挙げられている。

<sup>17</sup> 日本法律相談所の構想については『立命館学誌』30号（1920）に雫本自身の説明が掲載されている。このほか、涉外取引の増加も見込んで仲裁裁判所の機能も見込まれていた点について『立命館学誌』38号（1921）。鳴海小作争議にも関わった雫本の突然の死により、この法律研究所は1年半ほどで閉鎖される。以上につき加藤高槻『雫本朗造と鳴海小作争議』岡崎, 1988の序文、佐上善和「雫本朗造と日本法律研究所」『立命館法学』5・6号（1988）411-434頁。また、雫本の民事訴訟法改正に対する意見について考察したものに拙稿〔上田, 1998〕。

<sup>18</sup> 〔法律扶助協会, 1982年〕17頁。ほかにも、『熊本県弁護士会史』（熊本県弁護士会, 1986年）によれば「昭和4年10月1日、天皇から司法部に勅語を賜わり、自今10月1日を司法記念日となし、司法省及び全国裁判所で講演会、無料法律相談その他の方法で司法の宣伝がなされるについて、熊本弁護士会もこれに合同することとなった」（91頁）との記述がある。

<sup>19</sup> 中央法律相談所ならびに中央法律新報に関する詳細は、〔太田, 1990〕254-289頁、〔伊藤, 2000〕50-56頁に負うところが大きい。

<sup>20</sup> 〔伊藤, 2000〕85頁参照。なお、牧野英一にあってはワイマール体制の概念をふまえて「社会化」の含意が「個人主義」的原理から「社会」本位の原理へ転換したことに対応する社会政策立法および法解釈の主張という意味で用いられていることにつき、同書84頁参照。

<sup>21</sup> 以下に、片山哲「中央法律相談所の目的と『中央法律新報』の主張」復刻版『中央法律新報』第1巻上所収より、中央法律相談所の具体的な努力目標をまとめて列挙しておく。①特別裁判所の専門的活躍（例えば労働裁判所の設置、家庭裁判所の開設等）。その前提として労働組合の合法化。②妻や子を準禁治産者と同様に扱う封建的家族制度の改正。③戸主権の廃止。④小作人保護法の制定。⑤④にいたる暫定措置としての調停法の制定。⑥死刑廃止論。⑦婦人参政権。⑧裁判所に出す書面を口語体とし、ひらがなを用いること。

<sup>22</sup> 『法律新聞』に掲載されたものを使用したが、もとは司法省の改正調査委員会幹事の一人池田寅二郎宛に送付されたものであり、短い書簡文とともに〔日本立法資料全集, 1993〕11巻571頁以下に掲載。

<sup>23</sup> 〔染野, 1970〕49頁文末脚注39によればこの故障申し立ての割合を「相当な数と評価しなければならない」と否定的に捉えている。

<sup>24</sup> 本稿で参照したのは今村恭太郎「民事訴訟法改正と訴訟の促進」『法律新聞』2496号（1926年1月20日）。なお、同じ論稿が『正義』2巻2号（1926年）にも掲載されている。

<sup>25</sup> これについても〔日本立法資料全集, 1993〕11巻577頁以下に所収。

<sup>26</sup> 『法曹会雑誌』8巻12号所収の一覧「改正民事訴訟法に関する文献」掲載のものを参照。基本的に賛成の立場をとるものとして、例えば早川彌三郎「民事訴訟法改正案論評」『法律及政治』5巻4号（1926年）2頁、5巻8号7頁以下。

<sup>27</sup> 改正民事訴訟法336条「其ノ他必要アリト認ムルトキ」を削除し、裁判所カ証拠調ニ依リテ心証ヲ得ルコト能ハサルトキ」に変更された。

<sup>28</sup> 大正期の雑誌メディアに関しては、『大学評論』を中心に〔太田, 1990〕176-253頁が詳しい。

<sup>29</sup> 「法律の社会化」が流行語として普及にあたって最も力があつたのが法学者では牧野英一、雑誌メディ

アとしては、中央法律相談所の機関誌『中央法律新報』であったという（〔伊藤，2000〕83頁）。

<sup>30</sup> 上村進「裁判所の強制和解権」『中央法律新報』2/8（1922年）。

<sup>31</sup> 『弁護士法改正問題号』2/16（1922年）参照。また調停法に関しては、小作争議や労働争議の弁護に携わる中央法律相談所の最重要関心事の一つでもあったため、非常に頻繁に言及されている。例えば、牧野英一「伝統を一蹴せる調停主義」（3/15）、小作法案（1/19）、成瀬澄三郎「小作法案脱稿さる」（2/2、2/3）、佐野学「現行法制に対するわれらの不平—各方面新人の意見法律寸感」（2/11）、「小作調停法案」（3/6）、片山哲「小作争議に治安警察法17条」（3/8）、岡部完介「小作人運動よりみたる小作争議調停法案」（3/9）、時報（小作制度調査委員会官制）（3/10）、片山哲「小作争議法律問題」（4/1）等。

<sup>32</sup> 「現行裁判制度の改善に就て」『中央法律新報』1/1（1921年）。

<sup>33</sup> 片山哲以外には、中島弘道「改正民事訴訟法の準備手続実施の状況及之に関連する二三の問題」、長嶋毅「改正民事訴訟法における弁論集中主義」、加藤正治「改正民事訴訟法と職権主義」が掲載されている。その他、全面否定に斎藤巖「改正民事訴訟法の評判」『法律新聞』3060、3061、3063、3064、3071号（1929年）。

<sup>34</sup> [片山，1929] 10頁。当時までの慣例によれば、訴訟救助を受けている事件が非常に少ないうえに、旧法と新法との間で大した「思想上又は観念上の区別」は見かけられないことから、新法にも期待できないとされている。さらに片山は、費用免除の判断を裁判官の認定に一任するのではなく、特に救助を為す事件の種類を明文化するという提案を出している。

<sup>35</sup> 司法改革審議会が発足し、法科大学院構想、ADR制度の充実、法曹人口の増加、裁判員制度の導入など、斬新な提言を実現しようとしている。司法改革の動向については審議会の議事録までまとめた『司法改革』1-12号（現代人文社，2000年-2001年）。

## 文 献

[伊藤，2000] 伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社会』（京都大学学術出版会，2000年）

[今村，1926] 今村恭太郎「民事訴訟法改正と訴訟の促進」『法律新聞』2496号（1926年1月20日）；『正義』2巻2号（1926年）

[太田，1990] 太田雅夫『大正デモクラシー研究』増補版（新泉社，1990年）

[大野，1970] 大野正男「職業としての弁護士および弁護士団体の歴史」『講座 現代の弁護士』2（日本評論社 1970年）

[堅田，1999] 堅田剛『独逸学協会と明治法制』（木鐸社，1999年）

[片山，1929] 片山哲「無産階級より見たる新民事訴訟法」『法律時報』1巻1号（1929年）8-10頁。

[片山，1920] 片山哲「法制の改造」『大学評論』4巻5号（1920年5月）

[片山，1919] 片山哲「法律相談所より観たる現時の社会」『大学評論』3巻7号（1919年7月）43-48頁。

[司法省，1979] 司法省『司法沿革誌』（原書房，1979年〔覆刻原本 1939年〕）

[鈴木，1930] 鈴木玄之助「新民事訴訟法の受胎より出産まで」『法曹会雑誌』8巻12号（1930年）483-512頁。

[染野，1970] 染野義信「わが国民民事訴訟制度における転回点」中務俊昌『民事訴訟の理論』（有斐閣，1970年）1-59頁。

[中央法律新報，1921-1924] 『中央法律新報』復刻版（東洋文化社 1972年）

[帝国議会委員会速記録，1929] 『第51回帝国議会民事訴訟法改正法律案委員会速記録』（法曹会，1929年）

[帝国弁護士会，1926] 帝国弁護士会「民事訴訟法改正案に対する大体及修正意見」『法律新聞』2513号（1926年3月3日）；『正義』2巻3号（1926年）

[日本立法資料全集，1993] 松本博之＝河野正憲＝徳田和幸編『日本立法資料全集』10-15巻〔大正改正編〕（信山社，1993年）

- [弁護士百年, 1976] 日本弁護士連合会『弁護士百年』(1976年)
- [法曹百年史, 1979年] 長野国助編『法曹百年史』(法曹公論社, 1979年)
- [法律扶助協会, 1982年] 法律扶助協会編『法律扶助の歴史と展望』(第一法規出版, 1982年)
- [本間, 1975] 本間義信「大正期の民事司法」『静岡大学法経研究』23巻2/3/4号(1975年3月)107-129頁.
- [前山, 1996] 前山亮吉「大正期の司法行政」『日本法曹界人物事典』別巻(ゆまに書房, 1996年)23-42頁.
- [牧野, 1930] 牧野英一「陪審と訴訟との彼方」(東京日日新聞より転載されたもの)『法学志林』31巻11号(1930年), 86-93頁.
- [村上, 1996] 村上一博「近代日本の在野法曹とその評伝」『日本法曹界人物事典』別巻(ゆまに書房, 1996年)43-77頁.
- [上田, 1998] 上田理恵子「大正期の法律家によるオーストリア民事訴訟法の受容過程—大正15年における民事訴訟法改正と雉本朗造—」『一橋研究』23巻1号(1998年7月)67-91頁.